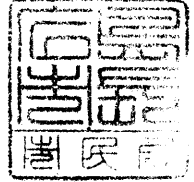


広市人第19号  
平成16年3月25日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利  
(市民局人権啓発部)



平成11年度包括外部監査結果に添えて提出された「意見」に基づく対応結果  
について(報告)

このことについて、別紙のとおり報告します。



監査の対象 補助金の執行状況

補助金の名称 広島人権擁護委員協議会事業補助

主管課 市民局人権啓発部

意	見
協議会を構成する12市町村が、人口比に応じて助成しているが、単純に人口比だけでなく、市町村別の相談室開催数割合比や相談件数比ならびに人権擁護委員数比も取り入れるなどにより検討を要する。	

対	応	結	果
補助金の負担方法について検討したところ、			
1 相談室開催数割合比や相談件数比に基づく負担については、相談事業が補助対象外であることから、これらを算定に取り入れることは適当でないこと、			
2 会議費及び研修費について委員数比により負担するとすれば、補助額の増額が必要となること、			
3 事業の中心である啓発活動費の内訳は、主に啓発物品の購入費であり、啓発対象となる市町村の人口比により補助金を負担することが適当であると考えられること、			
4 本協議会の事業目的は、広く市町村民に人権尊重思想の普及啓発を図ることであり、本補助事業の実施効果は市町村民全員に及ぶものと考えられるため、補助金の算出基準としては、人口比が妥当であると考えられる			
ことから、今後とも、人口比による算出方法により補助金を支出していくこととする。			